

藤女子大学機関リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 この指針は、藤女子大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に電子的形態において無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、図書館長の下、図書課において行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1)本学に在籍し、又は在籍したことがある教職員。
- (2)その他、図書館長が適当と認めた者。

(登録要件)

第5条 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)学術論文、研究報告書、その他公開可能な研究・教育成果等であること。
- (2)登録者が作成に関与した教育・研究成果等であること。
- (3)藤女子大学研究倫理規準を遵守していること。
- (4)法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(5)公開することについて、問題が生じないものであること。

(6)その他図書館長が特に認めたもの。

(登録手続)

第6条 リポジトリに教育・研究成果の登録を希望する者は、別に定める手続に従って、教育・研究成果を図書館に提出するものとする。ただし、リポジトリへの登録を前提とする本学発行の紀要類についてはこの限りではない。

(著作権と利用許諾等)

第7条 著作権が登録者にある場合は、前条の登録手続をもって、著作権の一部(複製権及び公衆送信権)の行使を本学に許諾したものとみなす。

2 著作権が登録者を含む複数の者及び団体等に帰属している場合には、登録者はあらかじめ関係するすべての著作権者の許諾を得ておかななければならない。

(保存と公開)

第8条 図書館長は、登録者から提供された教育・研究成果について、公開すると判断した場合には、リポジトリに恒久的に保存し、無償で公開する。

2 登録者から、本人が作成に関与した教育・研究成果について非公開を希望する旨申請があった場合、非公開とすることができる。

(利用条件)

第9条 ネットワークを通じて、リポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(登録の削除)

第10条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除できるものとする。

- (1)登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合。
- (2)図書館長が公開を適当でないと判断した場合。

(免責事項)

第11条 登録された教育・研究成果の内容に関する責任は登録者が負うものとする。

2 リポジトリでの教育・研究成果の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 本運用指針に定めのない事項については、関係者間で協議する。

附 則

この指針は、2016年9月1日から施行する。